

独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第48号

制 定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成21年	3月	31日
一部改正	平成26年	4月	7日
一部改正	令和元年	9月	24日
一部改正	令和4年	3月	11日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第3条に規定する高等専門学校（以下「各学校」という。）において外部からの依頼に応じて行う試験、分析、鑑定等（以下「受託試験」という。）の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(受託試験基準)

第2条 受託試験は、教育研究上有意義であり、かつ、各学校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受託することができるものとする。

(受託試験手続)

第3条 受託試験を依頼しようとする者は、あらかじめ別紙様式の申込書を各学校の校長に提出し、その承認を得なければならない。

(受託試験料)

第4条 受託試験料は、別表に定めるものとする。

2 別表に掲げる受託試験について、異なる額の料金を定めようとするとき及び別表に掲げる受託試験以外の受託試験について料金を定めようとするときは、理事長の承認を得るものとする。

(受託試験料の納付時期及び方法)

第5条 第3条の承認を得た者は、前条の受託試験料を、法令等又は契約に定めのある場合を除き、試験開始の前に納付するものとし、納付の方法は、銀行振込みによることを原則とする。

2 一旦納付された料金は、受託者の都合により承認を取り消した場合以外は還付しない。

附 則（平成16年4月1日制定）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日一部改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月7日一部改正）

（施行日）

1 この規則は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の受託試験料は、施行日以後に申込のある受託試験について適用し、施行日の前日までに申込のあった受託試験については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月24日一部改正）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日一部改正）

この規則は、令和4年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式

受 託 試 験 申 込 書

年 月 日

○○高等専門学校長 殿

委託者 住所
氏名

下記のとおり試験をお願いいたします。

記

1. 委託しようとする試験名

2. 試験の数量、規格等

3. 証明書の必要の有無

4. 実施場所

別表

受託試験料金

受託試験	試験単位	試験料金（税込み）
骨材洗い試験	1 試験	13,500 円
〃 単位容積質量試験	1 試験	13,100 円
〃 有機不純物試験	1 試験	7,300 円
〃 すりへり試験	1 試験	23,300 円
〃 安定性試験	1 試験	30,700 円
〃 塩分含有量試験	1 試験	25,200 円
〃 ふるい分け試験	1 試験	8,900 円
細骨材比重試験	1 試験	16,300 円
〃 吸水量試験	1 試験	16,300 円
粗骨材比重試験	1 試験	12,300 円
〃 吸水量試験	1 試験	12,300 円
土の粒度試験	1 試験	25,000 円
金属材料引張試験	〃 (1 本)	5,100 円
〃 曲げ試験	〃 (1 本)	4,200 円
コンクリート圧縮試験	〃 (1 本)	2,300 円
〃 曲げ試験	〃 (1 本)	4,700 円